

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日には、その日)

平成6年6月2日

鳥取県知事 西尾

邑

次

## 目次

- ◇告示 木材業者等の登録（林務課）  
公有水面の埋立ての免許の出願（漁港課）
- ◇教委告示 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- ◇公 告 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇正誤 平成六年度林業改良指導員試験の実施（林務課）
- ◇正誤 平成五年七月鳥取県告示第六百四十七号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第四百七十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

## 1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八木第1号	平成6年4月1日	八頭郡佐治村大字尾際594	光浪 優
八木第2号	平成6年4月1日	八頭郡智頭町大字埴師355-1	宮坂 隆明
八木第3号	平成6年4月1日	八頭郡智頭町大字智頭1539-21	白間 友彦
八木第4号	平成6年4月1日	八頭郡若桜町大字若桜923-2	瀬戸 善夫
倉木第1号	平成6年4月1日	倉吉市天神町600-1	原田 幸雄
倉木第2号	平成6年4月1日	東伯郡三朝町大字森585-7	前田 公之
倉木第3号	平成6年4月1日	倉吉市新町三丁目2336	丹波 武男
倉木第4号	平成6年4月1日	東伯郡関金町大字関金宿1033	岩倉 雄美夫
米木第1号	平成6年4月1日	西伯郡会見町天万946-4	植田 茂
米木第2号	平成6年4月1日	米子市角盤町1丁目96	吉岡 良
米木第3号	平成6年4月1日	西伯郡岸本町丸山1469	松田 亮俊
米木第4号	平成6年4月1日	西伯郡日吉津村大字日吉津1751-2	有限会社 佐々木組 代表取締役 佐々木 敏夫
米木第5号	平成6年4月1日	西伯郡名和町大字名和1413	有限会社 川島工務店 代表取締役 川島 正寿
米木第6号	平成6年4月1日	米子市東福原4丁目20-7	王子綠化株式会社 大阪支店米子営業所 所長 山下 薫
米木第7号	平成6年4月1日	西伯郡大山町所子586-1	入江 稔迦人
米木第8号	平成6年4月1日	米子市熊党319-7	矢田貝 孝男
米木第9号	平成6年4月1日	米子市美吉217-3	白根 登

日木第1号	平成6年4月1日	日野郡溝口町三部612	米原 嘉久重
日木第2号	平成6年4月1日	日野郡日野町黒坂1169-1	有限会社 シンコウ産業 代表取締役 世垣 茂男
日木第3号	平成6年4月1日	日野郡溝口町畠池349	長尾 啓史
日木第4号	平成6年4月1日	日野郡日南町下石見615	山形 哲朗

## 2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八製第1号	平成6年4月1日	八頭郡智頭町大字坂原643-4	協同組合 智頭製材工業 理事長 山根 増市
八製第2号	平成6年4月1日	八頭郡用瀬町大字鷹狩856-1	有限会社 大家製材 代表取締役 大家 義美
八製第3号	平成6年4月1日	八頭郡八束町大字才代151-8	田井 隆輝
米製第1号	平成6年4月1日	西伯郡会見町天万946-4	植田 茂
米製第2号	平成6年4月1日	境港市外江町3666	平成木材株式会社境港支社 専務取締役境港支社長 玄行 英男
日製第1号	平成6年4月1日	日野郡日南町神福1318	伊藤 武

## 鳥取県知事第四種ヤ十一印

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立て法（大正十年法律第二十

七号）第三条第一項の規定によつて、次のとおりの知事印を附す。

その願書及び関係図書は、この印の上に起算して「(一)國體鳥取県農林水産部漁港課  
及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成6年4月11日

鳥取県知事 西 鹿 昭 次

次

1 出願人の外称、代表者の氏名及び住所

鳥取県 知事 西鹿昭次

鳥取県東町一丁目二二〇

## 二 埋立区域

## (一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一の地先公有水面

## (二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分〇七秒、東経一三四度〇一分二一秒）から一〇一度四八分二八秒、一三三九・八八メートルの地点

2の地点 1の地点から五四度四三分〇九秒、一一・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一四四度四二分三三秒、三三・四四メートルの地点

4の地点 3の地点から二二二度四〇分四一秒、一九〇・三六メートルの地点

5の地点 4の地点から二九六度二四分一四秒、三五・五五メートルの地点

## (三) 面積

一〇、六〇八・三〇平方メートル

## 三 埋立てに関する工事の施行区域

## (一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一の地先公有水面

## (二) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分〇七秒、東経一三四度〇一分二一秒）から八八度三三分一秒、二一〇・六八メートルの地点

イの地点 アの地点から八四度四七分一七秒、五七・七三メートルの地点

ウの地点 イの地点から一四四度三四分五七秒、九六・九六メートルの地点

エの地点 ウの地点から二二一度三七分五六秒、二四二・七三メートルの地点

オの地点 エの地点から二三〇度五四分二五秒、一一四・一二四メートルの地点

カの地点 オの地点から二九七度三〇分〇五秒、一〇〇・一五メートルの地点

キの地点 カの地点から三三度三九分〇一秒、一〇六・一〇メートルの地点

クの地点 キの地点から二二二度三九分〇一秒、七五・〇〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から一三度三〇分一五秒、七四・二〇メートルの地点

## (三) 面積

六三、八五四・二〇平方メートル

## 四 埋立地の用途

漁港施設用地

## 五 出願年月日

平成六年五月二十四日

## 鳥取県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 堀川北地区地区計画、觀音寺地区地区計画、吉岡地区地区計画及び蚊屋地区地区計画

## 二 都市計画を変更する土地の区域

1 堀川北地区

追加する部分

米子市西三柳字堀川、字堀川尻、字堀川尻北、字三右衛門道西北、字平八道東及

## 鳥取県公報

び字平八道西並びに西福原字堀川尻、字堀川中、字堀川尻甲及び字堀川尻乙

## 2 観音寺地区

## 追加する部分

米子市車尾字土井、字古川、字油免、字八反田、字野正西、字野正、字スゲサ、字高黒、字上河原、字内河原及び字柳掘並びに觀音寺字三反田、字久下、字オノ後、字トイノ口、字トイノ口下、字五反田、字岩崎、字竹ノ下、字樋ノ口、字免ヶ坪、字修理田、字外河原、字外河原下、字戸上及び字戸上山

## 3 吉岡地区

## 追加する部分

米子市吉岡字井手狭、字三軒屋中及び字能党道上ノ一、熊党字高砂並びに漁津守下中河原

## 4 蚊屋地区

## 追加する部分

米子市蚊屋字清水、字下龜田、字南龜田、字西出口南川添及び字上清水

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成6年6月11日

鳥取県教育委員会教職課 沢 尾 邑 次

公 告

## 11 議題

## 1 全国図書館大会実行委員会の設立について

## 2 その他

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成6年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成6年6月3日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 試験の日時

平成6年10月3日（月）午前9時から

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第15会議室、第16会議室及び大會議室

## 3 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
- (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

鳥取県教育委員会教職課 沢 尾 邑 次

一日時 平成6年6月8日（水）午後1時

一 場所 鳥取市東町一丁目171 鳥取県庁教育委員会教育委員課

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

県立鳥取県日曜金 6年6月3日

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

## 4

## 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

## 5

## 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。以下「大学」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成7年10月2日までに卒業する見込みの者

(2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成6年10月3日までに次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（以下「高等学校」という。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育イ 国、地方公共団体その他法人を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後平成6年10月3日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

## 6 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課（持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書すること。）

## 7

## 受験願書の添付書類

## ア 履歴書

イ 4の(1)に該当する者にあっては、大学の卒業証明書又は卒業見込証明書又は4の(2)に該当する者にあっては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

エ 4の(3)に該当する者にあっては、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

## 8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

## 9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

## 10 その他

(1) 試験に關し不正行為があった場合には、当該不正行為に關係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定申請書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用

7 平成6年6月3日 金曜日

鳥取県公報

第6578号

封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話 0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。

正

誤

平成五年七月鳥取県告示第六百四十七号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）中、  
次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行  
三 上 九

郡家町  
河原町  
正 誤